

洪水警報・注意報の発表基準等を変更します

青森県内の洪水警報・注意報の発表基準を見直します。また、大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の除外格子を設定します。

従前に比べて適切に災害を捉えることができるようになり、自治体の防災活動を一層支援できることが期待されます。

新しい発表基準及び除外格子は、令和4年5月26日（木）13時から適用します。

1 洪水警報・注意報発表基準の変更

最新の災害資料を追加して発表基準の妥当性を精査し、見直しが必要かどうかを検討した結果、6市町について変更します。

対象：青森市、八戸市、五所川原市、三沢市、つがる市、板柳町
詳細：別紙1

2 大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の除外格子設定

山岳部や離島・海岸など避難指示等の対象とならない地域への警報等の発表を抑止するため、警報を判定しない除外格子を設定します。

対象：板柳町、鶴田町、藤崎町、田舎館村、おいらせ町、六戸町を除く市町村
詳細：別紙2

3 変更日時

令和4年5月26日（木）13時

4 補足

変更後の洪水警報・注意報の発表基準は、令和4年5月26日（木）13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の判定結果にも反映します。

（1）警報・注意報発表基準一覧表（青森県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/aomori.html>

（2）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先：青森地方気象台 水害対策気象官 藤田
電話 017-741-7413

<洪水警報の変更内容>

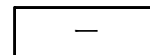
市町村	河川名	変更理由	基準Ⅲ		基準Ⅱ（警報）					
			単独基準		単独基準		複合基準			
			流域雨量指数		流域雨量指数		流域雨量指数		表面雨量指数	
			現行基準	新基準	現行基準	新基準	現行基準	新基準	現行基準	新基準
青森市	合子沢川	流路を変更	10.7	10.5	9.7	9.5	—	—	—	—
三沢市	古間木川	最新の災害を捕捉するため	6.8	6.8	4.1	4.1	—	3.6	—	6

<洪水注意報基準の変更内容>

市町村	河川名	変更理由	基準Ⅰ（注意報）					
			単独基準		複合基準			
			流域雨量指数基準		流域雨量指数		表面雨量指数	
			現行基準	新基準	現行基準	新基準	現行基準	新基準
青森市	合子沢川	流路を変更	4.9	4.8	3.4	4.0	7	5
八戸市	土橋川	最新の災害を捕捉するため	3.6	3.6	—	3.6	—	5
五所川原市	旧十川	最新の災害を捕捉するため	8.5	8.5	—	8.5	—	6
三沢市	古間木川	最新の災害を捕捉するため	3.2	3.2	3.2	3.2	7	5
つがる市	岩木川	最新の災害を捕捉するため	—	—	52.4	51.7	5	4
板柳町	岩木川	最新の災害を捕捉するため	—	—	19.4	18.9	5	5



変更箇所



基準なし

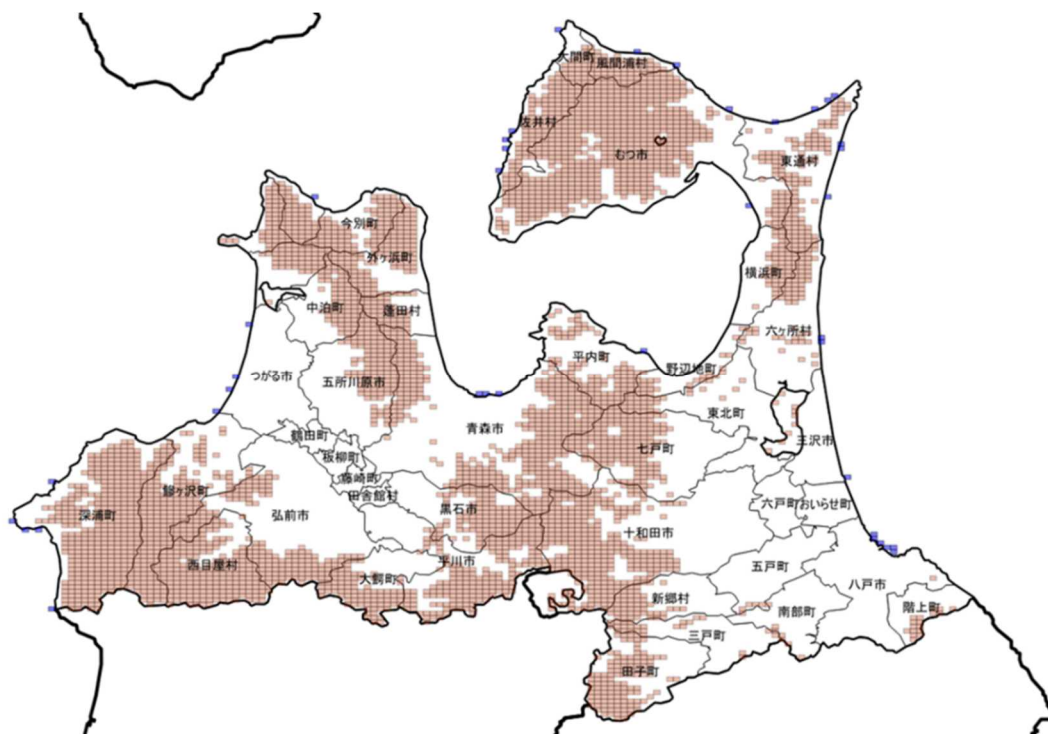
単独基準

河川の外水氾濫を対象として、流域雨量指数単独で定めた基準値。

複合基準

湛水型の内水氾濫を対象として、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定めた基準値。

＜大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の除外格子設定＞



■：山岳除外格子(4154格子)

■：離島海岸除外格子(39格子)

【除外格子：大雨警報（浸水害）・洪水警報等の発表対象から除く格子】

山岳除外格子

国土数値情報「1kmメッシュ別将来推計人口」と「土地利用3次メッシュデータ」をもとに「人口0人かつ土地利用の種別が「森林」「荒地」「河川湖沼」となる格子を抽出し、除外格子とする。この格子においては、大雨警報（浸水害）と洪水警報は発表しないが、大雨注意報・洪水注意報は発表する。

離島海岸除外格子

災害の素因が一切存在しない格子（河川（沢や水路、かれ川を含む）、建物、道路、農地のいずれもない格子）を抽出し、離島海岸除外格子とする。この格子においては、大雨警報（浸水害）・洪水警報、大雨注意報・洪水注意報はいずれも発表しない。